

# 監事監査報告書

平成 29年 5月 27日

社会福祉法人 幡多福社会  
理事長 小椋 茂昭 殿

監事 吉永宣生   
監事 中平佳宏 

私たち監事は、社会福祉法人 幡多福社会の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度の理事の業務執行の状況及び財産の状況について監査をいたしました。

この監査にあたって、私たち監事は、関連する法令及び通知に従い、社会福祉法人監事監査要領（全社協監事監査基準）に定められた監査手続を実施いたしました。

監査の結果、私たち監事の意見は次のとおりです。

- (1) 事業報告書は、関連する法令及び定款に従い、法人の事業の執行状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。